

建設業法違反行為等に係る指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局の競争参加有資格者である(株) 坡平産業及び隔測計装(株) に対し、別紙のとおり指名停止を行いましたのでお知らせします。

平成26年6月2日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦
契約管理係長 佐々木 義和
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和
管理第二係 成底 絵奈美
TEL 098-866-0031 (内 81321、81325) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

(株) 坡平産業に関する指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) 坡平産業	福岡県飯塚市潤野 1 2 3 8 - 1 8

2. 指名停止措置期間：

平成 2 6 年 6 月 2 日 ～ 平成 2 6 年 7 月 1 日（1 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

(株) 坡平産業は、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所発注の工事において、設置していた監理技術者に同工事への設置要件を欠く事由が発生していたにもかかわらず、専任の監理技術者として継続していた。このことが、建設業法に違反するとして平成 2 6 年 5 月 1 2 日に福岡県知事より指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

(株) 坡平産業が建設業法に違反するとして指示処分を受けたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止要領」）別表第 2 第 1 4 号ロ（建設業法違反行為）に該当する。したがって、同要領に基づき指名停止の措置を講ずる。

○指名停止要領 別表第 2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 14 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当局の所属担当官 ロ <u>当局の所属担当官以外の関係省庁の所属担当官</u>	当該認定をした日から 2 ヲ月以上 9 ヲ月以内 <u>1 ヲ月以上 9 ヲ月以内</u>

隔測計装（株）に関する指名停止措置の概要

2. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
隔測計装（株）	福岡県福岡市南区寺塚1-28-5

2. 指名停止措置期間：

平成26年6月2日～平成26年9月1日（3ヵ月）

5. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

6. 事実概要

隔測計装（株）の代表取締役は、長崎県南島原市が発注した工事の指名競争入札に関し、南島原市長及び副市長から最低制限価格に関する情報を事前に聞き、公正な入札を妨害したとして平成26年5月20日長崎県警に公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

隔測計装（株）の代表取締役が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止要領」）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。したがって、同要領に基づき指名停止の措置を講ずる。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内